

入札公告(業務委託)

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年1月7日

名古屋高速道路公社
理事長 新開 輝夫

1 業務概要

- (1) 業務名 令和4年度ETC等通行料金お客様対応業務委託
- (2) 業務内容 名古屋高速道路の料金にかかるお客様の問い合わせに対応し、課金状況の確認や必要に応じて適正な通行料金に課金修正するとともに、通行料金が未払いとなっている車両に対して使用者を特定し通行料金の請求を行うもの。
- (3) 業務期間 令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)まで
(ただし、契約締結日の翌日から令和4年3月31日までは準備期間とする。)
- (4) 最低制限価格の設定について
本業務は、役務の提供に関する業務における最低制限価格制度の試行要領(平成26年通達第25号)に規定する、最低制限価格を設定しています。
【最低制限価格については、別添の「最低制限価格算定の考え方」を参照のこと。】
- (5) 本入札は、資料の提出及び入札等を『あいち電子調達共同システム(CALS/EC)』(以下「電子入札システム」という。)により行う(以下「電子入札」という。)対象業務です。
なお、電子入札システムにより難しい者は名古屋高速道路公社(以下「公社」という。)の承認を得て紙入札方式に代えることができます。
- (6) 本業務の入札参加にあたり、電子入札システムでは次の入札方式及び工種を選択してください。
入札方式 「コンサル」の「一般競争入札」
工種 「建設コンサル」
(電子入札システムで選択する工種は、システム上の分類であり、本業務の内容とは関係ありません。)

2 競争参加資格

次に掲げる資格を満たしている者であること。

- (1) 工事等請負業者の決定等に関する細則(平成9年名古屋高速道路公社細則第3号)第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 申請資料の提出日から開札の日までの期間において、名古屋高速道路公社が行う契約からの暴力団排除に関する合意書(平成19年7月2日付け名古屋高速道路公社総務部長・

愛知県警察本部刑事部長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)を厳正に遵守していること。
- (5) 法令に定める厚生年金保険、健康保険、雇用保険及び労働者災害保険の加入手続を行っていること。
- (6) 法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税が未納でないこと。
- (7) 業務実施体制に関して以下の要件を満足すること。
 - ・愛知県内に本店、支店又は営業所が所在すること。
- (8) 平成23年度以降申請書提出日までに完了した、公社、国等(国、都道府県、政令指定市をいう。)、有料道路事業者(中日本高速道路(株)、東日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づく地方道路公社をいう。)が発注する同種業務を元請として受注した実績を有すること。

同種業務とは、お客様からの対面又は電話による問い合わせや申し出を受け付け、端末機器を操作し事務処理を行うことをいう。
- (9) 個人情報保護や情報セキュリティ面の安全性の観点から、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証(IS027001)を取得していること。
- (10) 一般社団法人人材サービス産業協議会が厚生労働省より受託運営する優良派遣事業者認定制度の認定を有すること。
- (11) 配置予定管理技術者については、以下に掲げる要件を満たすこと。

平成23年度以降申請書提出日までに完了した、上記(8)に示す機関が発注した同種業務の実績を有すること。
- (12) 配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中は、本業務の受注者と雇用関係があること。

3 入札手続等

(1) 担当部課

〒462-0844 名古屋市北区清水四丁目17番30号
名古屋高速道路公社 総務部会計課(契約担当)
電話052-919-5642

(2) 入札説明書等の公開

次に従い入札説明書等を公社ホームページ及び電子入札システムにおいて公開します。その他関係資料(特記仕様書、業務委託契約書(案))は、CD-R又はDVD-Rで会計課において競争参加希望者に無償で直接配布するので、会計課まで申し出るものとします。

受領の際は、入札説明書に記載の機密保持誓約書(別記様式12)を持参してください。

ア 公開期間：令和4年1月7日(金)から令和4年1月17日(月)まで

イ 公開書類：次の書類を公開します。

- ・入札公告
- ・入札説明書
- ・現場説明書
- ・設計書

ウ 公開場所：下記の公社ホームページ及び電子入札システムにおいて公開します。

- ・公社ホームページ

<https://www.nagoya-expressway.or.jp/nyusatu/kokoku/index.html>

- ・電子入札システム

<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>

エ その他関係資料（CD-R、DVD-R で配布する資料）

- ・特記仕様書
- ・業務委託契約書（案）

(3) 申請資料の提出期間及び方法

本入札に参加を希望する者は、次に従い、申請資料を提出してください。

ア 期 間

令和4年1月 7日（金）午前10時00分から

令和4年1月17日（月）午後4時00分までの電子入札システム稼働時間（電子入札システムの稼働時間は、土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除いた日の午前8時から午後8時まで）

イ 方 法

申請資料を、電子入札システムにより公社会計課に提出してください。

アの期間の経過後に到達した場合は、本入札に参加することができません。

(4) 競争参加資格の確認結果は、令和4年1月26日（水）までに電子入札システムにより通知します。

(5) 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、理事長に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。

ア 提出期限 令和4年2月4日（金）午後4時00分まで

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出方法 書面は持参又は「郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）」とします。

なお、郵送等の場合は提出期限前日の正午までに必着とします。

理事長は、説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面により回答します。

(6) 入札書及び委託費内訳書の提出

入札書及び委託費内訳書（以下「入札書等」という。）は電子入札システムにより提出してください。

ア 入札書等の提出期間

令和4年2月7日（月）午前10時00分から

令和4年2月8日（火）午後4時00分までの電子入札システム稼働時間

（電子入札システムの稼働時間は、休日を除いた日の午前8時から午後8時まで）

イ 入札回数 3回

ウ 開札

（ア）年月日 令和4年2月9日（水）

（イ）場所 名古屋市北区清水四丁目17番30号

名古屋高速道路公社 本社 6階 会議室

4 その他

（1） 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 免除

（2） 入札の無効

次に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

ア 2の競争参加資格を有しない者のした入札。入札執行前において競争参加資格があると認められた者であっても、入札執行時において当該資格のない者である場合は、競争参加資格を有しない者に該当する。

イ 申請資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 電子署名及び電子証明書のない電子入札

エ 代表者が変更されているにもかかわらず変更前の名義人のICカードを使用する等ICカードを不正に使用して行った電子入札

オ 現場説明書、名古屋高速道路公社一般（指名）競争入札心得（平成18年通達第27号）及び名古屋高速道路公社電子入札要領（平成20年通達第5号）において示す入札に関する条件に違反した入札

（3） 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の審査がなされた者の中で、工事の請負契約等の取扱いに関する細則（平成9年名古屋高速道路公社細則第2号）第5条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。なお、最低制限価格を下回った入札は失格とします。

（4） 契約書作成の要否 要

（5） 関連情報を入手するための照会窓口は、3（1）に同じ。

（6） 詳細については入札説明書によります。

（7） 留意事項

審査に必要な書類は、入札説明書の内容を確認したうえで十分留意して提出してください。

（8） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は業務期間の延長を行った業務の実績及び手持ち業務量に係る取扱いについては別紙のとおりとします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は業務期間の延長を行った業務の実績に係る取扱いについて

入札参加資格及び総合評価落札方式の評価において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は業務期間の延長（以下「一時中止等」という。）を行ったことにより完了しない業務の実績に係る取扱いは以下のとおりとします。

1 対象業務

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止等を行った業務。

2 業務実績の取扱い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止等がなければ、参加申込書及び技術資料を提出する前日までに完了する予定であった業務は、完了したものとして業務実績の対象とします。

3 手持ち業務量の取り扱い

配置予定技術者の手持ち業務量の評価において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止等がなければ参加申込書及び技術資料を提出する前日までに完了する予定であった業務については、手持ち業務量に含めないこととします。

4 業務実績の対象とする項目

(1) 入札参加資格

- ア 企業の業務実績
- イ 配置予定技術者の業務実績

(2) 総合評価落札方式の評価項目

- ア 企業に関する事項の業務の実績
- イ 技術者に関する事項の業務の実績

5 提出資料

事前審査型の場合は申請書提出日に、事後審査型の場合は事後審査資料の提出にあたっては、以下の資料を添付してください。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて業務の一時中止等を行ったことを確認できる書類
- (2) 業務の一時中止等を行う前の業務期間を確認できる書類